

こども誰でも通園制度の制度化、 本格実施に向けた検討会（第4回）	資料 1 - 2
令和6年12月26日（木）	

こどもまんなか
こども家庭庁

こども誰でも通園制度の制度化、 本格実施に向けた検討会における 取りまとめ（案）概要

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における 取りまとめ（案）概要

第1 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討の背景

- 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を創設
- 令和7年度の制度の在り方、令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

第2 令和7年度の制度の在り方について

①令和7年度の利用可能時間

- ・制度の本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすること、保育人材確保の状況等を踏まえ、月10時間。

②対象施設及び認可手続

- ・多様な主体の参画を認める観点から、対象施設自体は限定しない。認可基準を満たしており、適切に事業を実施できる施設であれば認める。

③対象となる子ども

- ・伴走型相談支援等が実施されていることや、安全配慮上の懸念にも鑑み、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。

④利用方式

- ・こども・保護者のニーズは様々であること等を踏まえ、利用方式については法令上の規定を設けない。

⑤実施方式

- ・一般型、余裕活用型を法令上位置付けた上で、こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認める。

⑥人員配置基準

- ・「こどもの安全」が確保されることを前提に、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。

⑦設備基準

- ・試行的事業の実施状況等を踏まえ、一時預かり事業と同様の設備運営基準とする。

⑧安定的な運営の確保

- ・年齢に応じた補助単価、障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、しっかりと運営できるものとなるよう設定。

⑨その他の事項（手引、総合支援システム）

- ・実施に当たっての手引について、自治体や検討会の構成員等の関係者の意見を聴いてとりまとめ、年度末までに示す。
- ・予約管理・データ管理・請求書発行機能を有するシステムについて、令和7年度から運用開始を予定。運用開始後も運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要な改修を行っていく。

第3 令和8年度の本格実施に向けて

①令和8年度以降の利用可能時間

- ・令和7年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き検討。

②給付化に伴う公定価格の設定

- ・令和8年度からの給付化に伴い、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう公定価格を設定する必要。

③こども誰でも通園制度の従事者に対する研修

- ・安全性や専門性を担保するため、従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き検討。

④市町村による提供体制の整備と広域利用の関係

- ・市町村は子ども・子育て支援事業計画に量の見込みを記載した上で、提供体制を確保。広域利用の在り方も含めて整理が必要。

⑤令和8年度の全国実施に向けた市町村や事業者の準備等

- ・全ての市町村が量・質両面から提供体制を確保等できるよう、こども家庭庁・都道府県による支援が必要。

第4 おわりに

- 令和8年度の本格実施に向けて、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである。